

奈良県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十九年三月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

下市町

二 都市計画事業の種類及び名称

吉野三町都市計画下水道事業下市町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成三年三月二十六日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

平成二十二年三月奈良県告示第四百十号のとおり

(二) 使用の部分

平成三年三月奈良県告示第十九号、平成八年三月奈良県告示第五百三十七号、平成十三年六月奈良県告示第二百二十八号、平成二十年一月奈良県告示第三百三十四号及び平成二十二年三月奈良県告示第四百十号の事業地のうち下市町大字新住字西峯並びに大字下市字今在家、字惣上、字荒毛、字大峯、字下坂、字佛ヶ峯、字毛ノ尾及び字上阪ノ裏並びに大字善城字明神、字掛田、字西ノ井手、字甚治郎田、字田キュウ、字門口、字堂井及び字鳴味並びに大字阿知賀字小西及び字漬並びに大字原谷字柚谷口並びに大字仔邑字坂本、字向浦及び字惣阪を削り、下市町大字新住字高尾、字丹後、字フジキ、字川原及び字ナシモト並びに大字下市字田中、字宮ノ向、字寺内、字長蓮寺、字釜ヶ谷、字松木屋、字堀毛、字鍵谷、字楮平、字五井、字堂垣内、字山崎、字北白、字家浦町、字本町、字植木、字鎌研、字宮ヶ峰、字道ノ下、字栃原口、字熊谷、字上阪及び字総原並びに大字善城字日損堪、字五七苅、字川窪、字下大西、字六十苅、字寺垣内、字中尾、字堂ノ谷、字阪ヤ、字拾井、字岩ノ上、字岩本、字藤谷口、字総原、字土東苅、字樋ノ口、字辻ノ本、字七軒家、字窪、字塚ノ本及び字水本並びに大字阿知賀字山崎並びに大字原谷字坂本並びに大字仔邑字

ナカヤ及びび字神田地内において事業地を変更する。